

群馬大学情報学部学科長規程

令和3年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学情報学部規程第3条の規定に基づき、学科長に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学科を代表し、当該学科運営の総括及び連絡調整をすること。
- (2) 学科の会議を招集し、その議長となること。
- (3) その他学科の運営に関すること。

(選 考)

第3条 学部長は、学科から選出された情報学部の主担当を命ぜられた教授を、学科長候補者として、学長に推薦する。

(選考の時期)

第4条 学科長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長が欠員となったとき。

(任 期)

第5条 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。